

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年10月 8日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	換気空調系コントロール建屋中央制御室冷凍機(A)において、圧縮機軸受給油配管逆止弁継手部より、冷媒(フロン)および潤滑油の微小な漏えい(30秒に1滴、非放射性)が認められたため、当該継手部を点検・修理。 なお、冷凍機(A)冷媒漏えい拡大防止処置を実施し漏えい量は1分に1滴に減少。	G I	
2	1・2号廃棄物処理設備	洗濯廃液系ろ過器(A)用電動機において、「過負荷トリップ」警報が発生し自動停止が認められたため、当該原因を調査・修理。	G III	
3	3・4号廃棄物処理設備	換気空調系廃棄物処理建屋排気フィルターユニット(F-1)プレフィルター差圧計において、指示不良(指示ずれ及び動作が緩慢)が認められたため、当該差圧計を点検・修理。	G III	